

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二九五・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による医療機関の指定(二九六・福祉政策課)……………1

- 生活保護法による施術者の指定(二九七・福祉政策課)……………2
- 登録ふ化業者のまっ消(二九八・北部家畜保健衛生所)……………2
- 都市計画事業の認可(二九九・秋田地域振興局建設部)……………2
- 道路区域の変更(三〇〇・仙北地域振興局建設部)……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)二件……………3
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………3
- 土地改良区の役員の届出(北秋田地域振興局農林部)……………4

### 公安委員会規則

- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(一〇・交通企画課)……………4
- 公安委員会告示……………4

## 告 示

- 指定講習機関の指定(六五〇六七・運転免許センター)……………4

### 秋田県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
調剤薬局ツルハドラッグ若竹町店	株式会社 ツルハ 代表取締役	大仙市若竹町三十三十一	平成二十一年五月十九日
ホテヤ調剤薬局	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	大館市幸町二一二十七	平成二十一年四月三十日
たいよう薬局	有限会社 奥羽エステート 代表取締役	大仙市大曲須和町二丁目二番四十九号	平成二十一年五月三十一日
ヤナギ薬局	三浦 六右衛門	横手市雄物川町今宿字今宿六十九	平成二十一年四月七日

### 秋田県告示第二百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ホテヤ調剤薬局	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	大館市幸町三十四四	調剤薬局	平成二十一年五月七日
ノレーブ歯科クリニック	山野 浩 樹	横手市大森町字湯の島二百四十三一	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成二十一年五月八日

たいよう薬局	株式会社 奥羽エステート 代表取締役	大仙市大曲須和町二丁目二番四十九号	調剤薬局	平成二十一年六月一日
みちのく政宗デンタルクリニック	正井 佑典	大仙市福田町二十二番二十三丁七 イオンタウン大曲福田ショッピングセンター内	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	平成二十一年四月一日
横手調剤薬局	有限会社 ファーマシステム 代表取締役	横手市根岸町七番三十七号	調剤薬局	平成二十一年六月一日
こうめ調剤薬局	清葉堂 株式会社 代表取締役	にかほ市象潟町字三丁目塩越百五十	調剤薬局	平成二十一年六月一日
ヤナギ薬局	三浦 恒久	横手市雄物川町今宿字今宿六十九	調剤薬局	平成二十一年四月七日

秋田県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
石崎 将樹	岸野治療院	北秋田市材木町五一六	あん摩マッサージ指圧	平成二十一年五月二十五日

秋田県告示第二百九十八号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第九条第二項の規定により、ふ化事業を廃止する旨の届出があったので、同法施行規則第十七条の規定に基づき、登録をまつ消し公示する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

まつ消した登録ふ化業者の住所及び氏名

登録番号	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平十九 第二号	有限会社 安保農場 山本郡三種町志戸橋字割道四四五 代表取締役 安保	有限会社 安保農場 比内地鶏孵化場 能代市向田表六一二

秋田県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画法の種類の名称 秋田都市計画公園事業 五・五・一 千秋公園
- 三 事業施行期間 平成八年五月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

秋田市千秋明徳町二百三番一

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名
	新	旧	
県 道	川西六郷線	川西六郷線	仙北郡美郷町大橋三四番地一地先から同町南町字石名館九三番地一地先まで
	川西六郷線		仙北郡美郷町大橋三四番地五地先から同町南町字石名館九三番地二地先まで
			敷地の幅員(メートル)
			五・五〇〇〇六・四〇〇
			七・六〇〇〇八・〇〇〇
			延長(キロメートル)
			〇・〇八四
			〇・〇八四

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 仙北地域振興局建設部用地課  
 (二) 期間 平成二十一年六月二十六日から同年七月九日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年六月十日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター
  - 三 代表者の氏名  
虻川 絹江
  - 四 主たる事務所の所在地  
大館市字大町五十七番地
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、男女共同参画事業の推進をはじめとする市民活動の促進に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
  - 六 定款の変更内容  
役員の種別及び定数
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年六月二十六日

区 間

申請のあった年月日  
平成二十一年六月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたITこまちネットワーク  
代表者の氏名  
菅 原 香 織

主たる事務所の所在地  
秋田市

定款に記載された目的  
この法人は、出産・育児・介護などにより社会参画や就労を断念せざるをえない秋田県内の女性に対して、情報通信技術の活用を啓発して社会参画の支援をすると共に、女性の新しいワークスタイルの創出を試み、人材育成及び雇用機会の拡充を支援する事業を行い、情報化社会の発展と暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定款の変更内容  
総会での表決権等

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	能代市二ツ井町飛根字	宅 地	二九四・九六	一、四二一、〇〇〇
六	前田六七番	居 宅	八三・二五	〇

敷地の幅員(メートル)

申請のあった年月日  
平成二十一年六月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたITこまちネットワーク  
代表者の氏名  
菅 原 香 織

主たる事務所の所在地  
秋田市

定款に記載された目的  
この法人は、出産・育児・介護などにより社会参画や就労を断念せざるをえない秋田県内の女性に対して、情報通信技術の活用を啓発して社会参画の支援をすると共に、女性の新しいワークスタイルの創出を試み、人材育成及び雇用機会の拡充を支援する事業を行い、情報化社会の発展と暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定款の変更内容  
総会での表決権等

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年六月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	場 所	期 間
一〇三	山本地域振興局総務企画部総務経理課 総務班 (電話)〇一八五―五二一六二〇三	平成二十一年六月二十六日(金)から同年七月十七日(金)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後五時まで
	北秋田地域振興局総務	平成二十一年六月二十

四	企画部総務経理課 総務班 (電話)〇一八六一六 二一二二五	月二十一日(火)まで (日曜日、土曜日及び 休日を除く。)の午前 九時から午後五時まで
五	平鹿地域振興局総務企画部総務経理課 総務班 (電話)〇一八二二三 二一二二九四	平成二十一年六月二十 六日(金)から同年七 月二十三日(木)まで (日曜日、土曜日及び 休日を除く。)の午前 九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	山本地域振興局庁舎第一会議室	平成二十一年七月二十一日(火) 午前十時三十分
二	山本地域振興局庁舎第一会議室	平成二十一年七月二十一日(火) 午前十一時
三	山本地域振興局庁舎第一会議室	平成二十一年七月二十一日(火) 午前十一時三十分
四	北秋田地域振興局庁舎第一会議室	平成二十一年七月二十一日(水) 午後一時
五	平鹿地域振興局庁舎第一会議室	平成二十一年七月二十四日(金) 午後一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

法人の登記事項証明書

入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一七三六)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十一年六月二十六日  
秋田県知事 佐 竹 敬 久  
北秋田市今泉字今泉九十一番地一 篠内孝太郎

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第10号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成21年6月26日

秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中(ウ)とし、(ウ)を(ウ)とし、同号ア(イ)中「4歳未満の者」の次に「1人」を、「場合」の次に「(イ)に該当する

場合を除く。)を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及びこの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乘車させている場合

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第65号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成22年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。  
平成21年6月26日

秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦

1 名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 黒井産業株式会社

(2) 住所 山形県山形市宮町二丁目11番9号

(3) 代表者の氏名 高 橋 渡

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称 秋田自動車学校

(2) 事務所の所在地 秋田県秋田市八橋諫沼町9番49号

3 特定講習の種類

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処分者講習)

4 特定講習を開始しようとする年月日

平成21年7月1日

5 指定講習機関の指定年月日

平成21年6月12日

秋田県公安委員会告示第66号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平

成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。

平成21年6月26日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

1 名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称

本荘産業株式会社

(2) 住所

秋田県由利本荘市川口字高花98番地1

(3) 代表者の氏名

斎藤 邦雄

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

本荘自動車学校

(2) 事務所の所在地

秋田県由利本荘市川口字高花98番地1

3 特定講習の種類

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処分者講習)

4 特定講習を開始しようとする年月日

平成21年7月1日

5 指定講習機関の指定年月日

平成21年6月12日

#### 秋田県公安委員会告示第67号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。

平成21年6月26日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

1 名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称

株式会社 平鹿自動車学校

(2) 住所

秋田県横手市平鹿町浅舞字返諏訪204番地

(3) 代表者の氏名

佐藤 次男

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

平鹿自動車学校

(2) 事務所の所在地

秋田県横手市平鹿町浅舞字返諏訪204番地

3 特定講習の種類

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処分者講習)

4 特定講習を開始しようとする年月日

平成21年7月1日

5 指定講習機関の指定年月日

平成21年6月12日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄